

児童福祉法に基づく「指定小児慢性特定疾病医療機関」の更新申請のご案内

児童福祉法に基づく「指定小児慢性特定疾病医療機関」の有効期間は、6年間です。以下に該当し、引き続き指定を希望される場合は、受付期間に必ず「兵庫県」へ更新申請書類を、郵送にてご提出いただきますようお願いいたします。

1 令和5年の更新対象

以下の①および②の両方に該当する医療機関等が対象です。

- ① 兵庫県が、児童福祉法に基づく「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定している、医療機関等（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）であること。
(所在地が指定都市（神戸市）及び中核市（姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）の医療機関等を除く。)
- ② 兵庫県が指定した「指定小児慢性特定疾病医療機関」の有効期間の終期が 令和5（平成35）年12月31日であること。

2 更新申請の受付期間

令和5年1月16日（月）～令和5年2月17日（金）当課必着

※有効期間の終期まで更新申請は可能ですが、受付期間経過後の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。

※有効期間の終期を過ぎて申請された場合、申請日からの新規申請の扱いとなりますので、必ず期日までに手続きをお願いします。

(指定医療機関の指定が失効している間は、当該医療機関等で特定医療費(小児慢性)受給者証を取り扱うことができません。)

3 必要書類

(1) 更新申請を行う場合の必要書類

・「指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書」(様式第3号) 1通

※更新対象の指定小児慢性特定疾病医療機関へは、更新申請書(黄色)をお送りします。

なお、様式は兵庫県ホームページにも掲載しています。

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/syoumanniryoukikann2.html>

(2) 更新申請を行わない場合の必要書類

事項	必要書類
・医療機関等の業務を休止・廃止する場合 ・所在地を、神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市又は兵庫県外へ変更する場合	指定小児慢性特定疾病医療機関 休止等届出書(様式第6号)
・所在地等に変更がないものの、更新を希望しない場合	指定小児慢性特定疾病医療機関 辞退届出書(様式第7号)

4 提出先（郵送）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 がん・難病対策班
電話 078-341-7711（内線 3218）

5 各種の変更手続き

医療機関等の名称、所在地、開設者又は役員等に変更が生じた場合は、兵庫県ホームページをご確認いただき、指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書（様式第2号）等をご提出ください。

ただし、更新申請と同時に変更手続きを行う場合のみ、変更届出書を省略できます。（更新申請書に変更内容をご記入ください。）

6 指定医療機関の要件・責務

（1）要件

以下の①及び②の要件を満たすこと。

①以下の医療機関等であること。

- ・保険医療機関
- ・保険薬局
- ・健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

②児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格事項（更新申請書の裏面参照）に該当していないこと。

（2）責務（児童福祉法第19条の11、12）

指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

8 指定医・指定医療機関について

「小児慢性特定疾病指定医」と「指定小児慢性特定疾病医療機関」の指定は異なります。指定医のいる医療機関であっても、特定医療費（小児慢性）受給者証を取り扱うためには、指定医療機関の指定を受ける必要があります。

小児慢性特定疾病 指定医	医療意見書（新規・継続）の作成	指定有効期間
		5年間 ※更新時期に別途、ご案内

指定小児慢性 特定疾病医療機関	小児慢性特定疾病患者が受給者証を使用できる医療機関等（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）は、都道府県、指定都市または中核市が指定した、児童福祉法に基づく「指定医療機関」に限定されます。 指定小児慢性特定疾病医療機関以外を受診した際の医療費等については、医療費助成の対象となりません。（償還払いの請求も対象になりません。）	指定有効期間
		6年間